

令和 3 年 12 月 1 日

従業員 各位

ラフデザイン株式会社
代表取締役 後藤 拓馬
専務取締役 後藤 和馬
顧問社会保険労務士 戸川 一秋

就業規則による民法 536 条第 2 項に係る制限撤廃の規定のご連絡について

記

日頃は当社業務に精励いただき、ありがとうございます。

さて、当社では開業依頼微変更を重ね、就業規則を運用してきましたが、様々な法令改正や社会情勢の変化により対応していく必要があると考えております。

特に、昨今の退職従業員からの理不尽な要求により、世間一般の会社が不利益を被ることも多々発生していることを踏まえ、当社もこのような状況に対応していくべく、このたび標題の通り、就業規則を刷新することにいたしました。

なお、今回の刷新についても、これまでと同様に、従業員代表者である岡崎稔史との協議の上、決定しましたことも併せて通知させていただきます。

従業員の皆様におかれましては、当社の周知されている就業規則をご自身でご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

以上